

## 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会掲示板使用基準

### 第1 目的

この基準は、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が所有する掲示板の使用基準を定めるものとする。

### 第2 掲示の基準

- ① 掲示の前に申請者は必ず協議会に連絡する。また、必要に応じて掲示物を一部提出するものとする。
- ② 掲示は申請者が行う。
- ③ 掲示物は1 掲示板1 枚とする。
- ④ 掲示期間は、原則として1 ヶ月以内とする。
- ⑤ 掲示物の大きさは、原則としてA 2 判以内とする。
- ⑥ 掲示に必要な物品については申請者が用意するものとし、期間終了後の撤去時には全ての物品も撤去するものとする。
- ⑦ 掲示期間終了後は、申請者が責任を持って速やかに撤去すること。

### 第3 掲示の禁止

- ①法律等に違反があるもの。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの。
- ③公の秩序又は善良な風俗に反するもの。
- ④個人及び団体に対し誹謗・中傷・射幸心をあおるもの。
- ⑤政治活動及び宗教活動に関するもの。
- ⑥社会問題、意見広告及び個人宣伝に関するもの。
- ⑦必要以上に住民に購買意欲をそそる内容であるもの。
- ⑧売名行為及びこれに類する内容であるもの。
- ⑨暴力団、その他反社会的団体が寄与するもの。

### 第4 掲示物の撤去

この基準に反した場合には掲示物を即時撤去する。又はさせることができるものとする。

#### 附 則

1. この基準は、平成21年4月1日より施行する。
2. この基準は、令和2年4月1日より施行する。